

掛川市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和6年3月22日

掛川市監査委員 山 下 一 夫

掛川市監査委員 二 村 禮 一

令和5年度

行政監査結果報告書

掛川市監査委員

目 次

1	行政監査の趣旨	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象及び範囲	1
5	監査の期間	1
6	監査の着眼点	1
7	監査の方法	2
8	監査結果	2
9	意見	2
10	業務委託契約に関する事務の概要	4
【参考資料】		
(1)	業務委託契約一覧表（抽出調査対象 120 件）	15
(2)	地方自治法	21
(3)	地方自治法施行令	23
(4)	掛川市契約規則	28
(5)	掛川市会計規則	35

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、事務の執行が経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか等について監査を実施するものである。

2 監査のテーマ

事務事業の外部委託について

3 監査の目的

本市では、厳しい財政状況の下、市民サービスの維持又は向上を図りながら、民間の活力やノウハウを導入することで市政の効率化を図るため、様々な分野において民間事業者等に対する事務事業の外部委託（以下「業務委託」という。）が行われている。業務委託は、令和4年度一般会計歳出決算のうち委託料が約12%を占めていることから分かるように、本市が事務事業を執行する上で重要かつ不可欠な役割を果たしている。

一方で、以前に実施した決算審査や定期監査において指摘したとおり、本市における業務委託契約の中には、複数年度にわたり同一事業者と継続して随意契約を締結している事例や同一又は類似する業務を複数の事業者に細分化して委託している事例等が多数見られるなど課題も多い。

今回の行政監査は、以上の状況を踏まえ、本市が締結した業務委託契約及びその事務の執行について現状を把握するとともに、それらが経済的、効率的、効果的に行われているかの観点から検証することにより、その課題や問題点を明らかにし、今後の業務委託の適正な執行に資することを目的として実施するものである。

4 監査の対象及び範囲

(1) 監査対象部署

庁内の全部署

(2) 監査対象範囲

令和4年度一般会計歳出予算に基づいて締結した業務委託契約を対象とする。ただし、令和3年度以前からの長期継続契約で令和4年度においてもその契約が継続していたものは対象とする。

5 監査の期間

令和5年9月29日から令和6年2月15日まで

6 監査の着眼点

- (1) 委託の目的及び内容は適切か。
- (2) 委託先の選定理由は明確で、契約方法の選択及び契約手続は適正であるか。
- (3) 予定価格の積算及び設定並びに支出等は適正に行われているか。
- (4) 委託の見直し、改善等は適切に行われているか。

7 監査の方法

業務委託契約の実態を把握するため、一般会計に属する業務委託契約（1,255件）の全部を対象として書面調査を行った。また、決算審査資料の中から契約金額、契約方法等に応じて抽出した120件（資料1参照）を対象として関係書類を書面審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

8 監査結果

監査した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務の一部において、次のとおり是正又は改善を要する事項が認められたので、早期に是正・改善策を講じられたい。また、監査の際に認められた軽微な事務処理誤り等については、その都度該当課に対して指導した。

【指摘事項】

一般会計に属する業務委託契約の中から抽出した120件について起案文書、契約書その他関係書類を見分したところ、受付又は確認の欄に次年度の日付が記載された業務完了報告書、所属長の検査確認印を欠いた業務完了報告書など、内容に不備のある書類が添付された契約が7件見られた。該当する契約の所管課は、速やかに、その原因を検証するとともに、再発防止に努められたい。

9 意見

監査の結果については、前記8において、是正すべき点を指摘したところである。以下、法第199条第10項の規定に基づき、意見を提出するので、今後の事務処理の参考とされたい。

(1) 委託先の選定方法について

監査対象1,255件のうち1,114件（88.8%）が随意契約であった。また、同一事業者との契約継続年数は、765件（61.0%）が5年以上であり、随意契約（プロポーザルを含む。）にあつては、1,128件のうち5年以上が731件（64.8%）を占めていた。

随意契約は、競争の原理が制約され、価格が高くなる傾向にあるため、契約を締結する場合には、効率性、経済性に加え、公正性、公平性の観点から慎重に検討する必要がある。また、同一事業者と2年以上継続して契約を締結する場合は、正当かつ合理的な理由なく長期にわたり委託先が固定化することのないよう、社会経済情勢や代替事業者の有無等について十分な調査と検討を行い、公平性と透明性の確保に努める必要がある。

なお、随意契約の締結の際には、随意契約の理由を明確にすることとされているが、決裁文書等に記載された理由の中には、単に「専門的な知識と経験が必要であるため」、「実績があり信頼性が高いため」等と記載されているだけで、業務の特殊性や競争入札に馴染まない事情等が具体的に記載されておらず、随意契約の要件を満たしているか否かについて客観的に判断することが困難なものも見受けられた。随意契約の正当性を担保するため、起案の際には、随意契約の理由について、可能な限り具体的かつ詳細に記載するよう努められたい。

(2) 一括発注の促進について

決算審査等でも述べてきたところであるが、今回の行政監査においても、同種の業務を別の事業者に分けて業務委託している事例が多く見受けられた。なかでも施設管理の分野でその傾向が強く、同種の業務を施設ごとに分割している例が目立った。

行政区域が広く公共施設が多い本市の現状や合併前の1市2町から引き継いだ契約の経緯など、直ちに是正困難な事情があることは理解できるが、契約の細分化は、事務の非効率化を招き、経費の総額が割高となることから、①同種の契約を同一事業者に一括発注する、②複数の課に分散している同種の契約を集約する、③包括契約により複数の業務を集約するなど、スケールメリットを生かした一括発注に取り組んでいただきたい。

なお、今回の監査では、一括発注が可能な業務委託契約について各課に照会を行ったところであるが、集約可能な契約として9課から40件余りが報告された。これらについては、今回の監査を機に、さらに検討を深め、来年度からの導入に向けて準備を進めていただくよう強く期待するものである。

(3) 予定価格

今回の調査では、事業者1社のみによる見積りに基づいて予定価格を設定している契約が全体の64.2%を占め、複数を含めると実に75%が事業者からの見積りに基づいていた。

予定価格は、契約価格の基準となる価格であるから、設定に当たっては、必要な情報を収集し、契約時における実勢価格を把握するなどして、最も合理的な価格となるよう努めるべきである。また、事業者から参考のために徴収した見積りに基づいて予定価格を設定する場合であっても、事業者からの見積りのみに頼ることなく、原則として複数の事業者から見積りを徴収して見積りの比較を行うとともに、見積りの内容を精査し、同類の取引事例、他の地方公共団体の状況等との比較をするなど、より適正な予定価格の設定に努めるべきである。

なお、予定価格の設定に際しては、後日その妥当性について検証することができるよう、その積算根拠を明文化しておくべきである。

(4) 結び

今回の行政監査では、業務委託を監査の対象とした。その結果は、全般的には、概ね適正に処理されていると認められたが、前記8から9(3)までにおいて述べたとおり、若干ではあるが是正又は改善をすべき事項や今後の課題として検討すべき事項が見受けられた。

少子高齢化や人口減少、デジタル技術の高度化など、社会環境の変化に伴って多様化・専門化する行政需要に対応するため、業務委託は、行政運営にとって、今後ますます重要性を増すとともに、必要不可欠なものになっていくと思われる。

各課におかれては、今回の行政監査の結果を踏まえ、業務委託をするに当たっては、常に経済性、効率性、有効性を念頭に置き、適正かつ適切な事務の執行に努められたい。また、行政課におかれては、契約事務を所管する部署として、業務委託契約の適正な執行に向けた指導的役割を、より一層果たされることを望むものである。

10 業務委託契約に関する事務の概要

(1) 委託料の執行状況

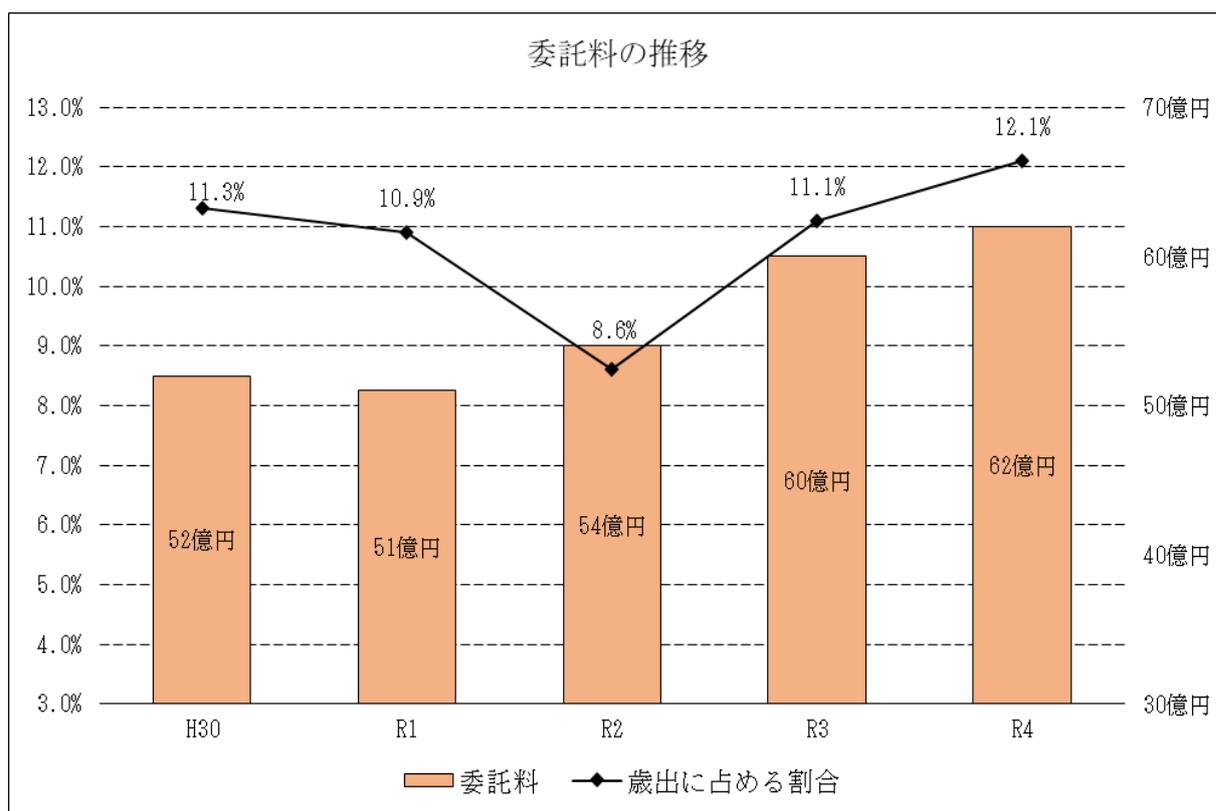
平成30年度から令和4年度までの一般会計歳出決算における委託料の推移は、次の表のとおりである。

委託料の総額は、概ね増加傾向にあるが、令和3年度は、新型コロナウイルス対策関連等で前年度から約6億円と大幅に増加した。

決算総額に占める委託料の割合は、コロナ禍における特別定額給付金給付事業費の支出があった令和2年度を除き、10%以上で推移している。

(単位：円、%)

年度	決算額	委託料	構成比率
平成30年度	45,841,290,076	5,166,890,985	11.3
令和元年度	46,738,399,069	5,104,715,790	10.9
令和2年度	62,297,678,906	5,368,732,889	8.6
令和3年度	53,767,632,341	5,962,340,344	11.1
令和4年度	51,319,350,416	6,191,913,611	12.1



(2) 契約状況

監査の対象となった契約は、全体で1,255件、契約金額は約62億円である。

部別の委託契約の状況は、次の表のとおりである。

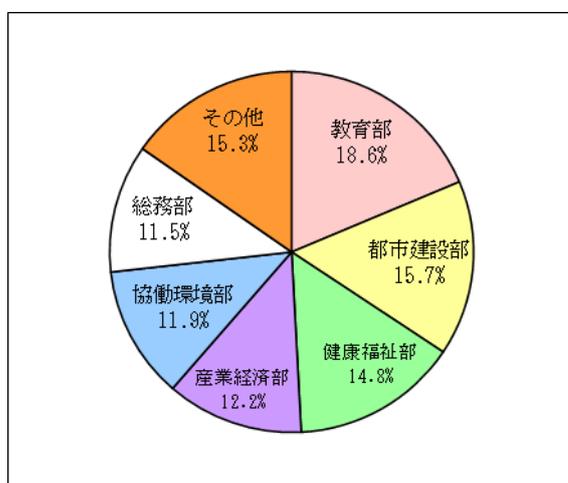
契約件数を部別で分類すると、教育部が234件(18.6%)で最も多く、次いで都市建設部の197件(15.7%)、健康福祉部の186件(14.8%)の順であった。

契約金額では、健康福祉部が15億5,902万2千円（25.2%）で最も多く、次いで協働環境部の9億4,336万2千円（15.2%）、教育部の8億5,384万3千円（13.8%）の順であった。契約件数の順位と契約金額の順位に相関性が見られないのは、行政分野によって1件当たりの契約金額が大きく異なるためである。

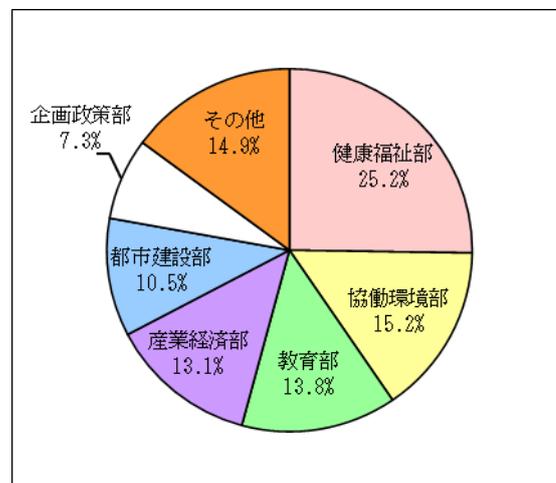
（単位：件、円、%）

部署名	件数	件数比率	契約金額	金額比率
総務部	144	11.5	353,953,941	5.7
企画政策部	76	6.1	452,290,158	7.3
協働環境部	149	11.9	943,362,125	15.2
健康福祉部	186	14.8	1,559,022,022	25.2
こども希望部	68	5.4	207,201,295	3.3
産業経済部	153	12.2	809,398,651	13.1
都市建設部	197	15.7	649,301,378	10.5
上下水道部	7	0.6	315,899,964	5.1
危機管理部	19	1.5	28,571,290	0.5
出納局	2	0.2	216,700	0.0
教育部	234	18.6	853,843,228	13.8
議会事務局	6	0.5	6,379,512	0.1
消防本部	14	1.1	12,473,347	0.2
合計	1,255	100.0	6,191,913,611	100.0

部別（件数）



部別（金額）



(3) 業務の内容

内容別の契約状況は、次の表のとおりである。

契約件数は、施設管理（維持・管理・点検）が396件（31.6%）で最も多く、次いで電算関係の100件（8.0%）、調査・研究・計画の91件（7.3%）の順であった。

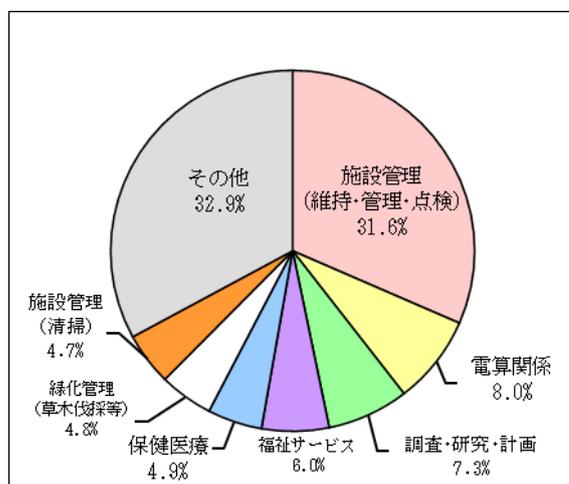
契約金額は、施設管理（維持・管理・点検）が10億1,922万3千円（16.5%）で最も多く、次いで保健医療の9億763万2千円（14.7%）、福祉サービスの6億9,032万7千円（11.1%）の順であった。

なお、件数・金額ともに、施設管理（維持・管理・点検）に関する業務委託が最も多い結果となった。また、保健医療と福祉サービスに関する業務委託は、件数に対して金額の順位が高いが、これは少子高齢化等に伴い、子育て、介護等の業務が専門化・高度化した影響によるものと推察される。

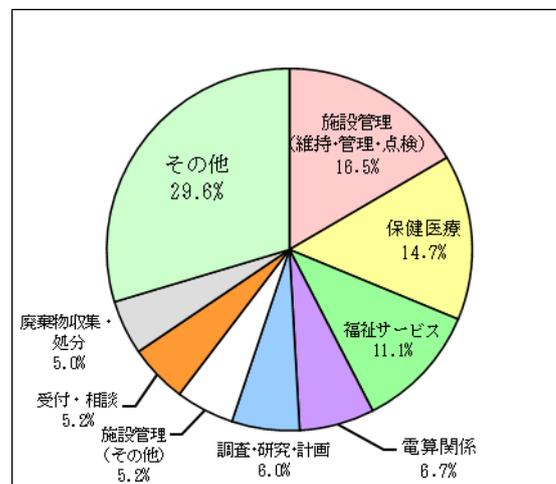
（単位：件、円、％）

委託内容	件数	件数比率	契約金額	金額比率
施設管理（警備・保安）	55	4.4	56,855,215	0.9
施設管理（清掃）	59	4.7	118,744,619	1.9
施設管理（維持・管理・点検）	396	31.6	1,019,222,583	16.5
施設管理（その他）	24	1.9	323,595,774	5.2
緑化管理（草木伐採等）	60	4.8	177,898,001	2.9
調査・研究・計画	91	7.3	373,521,684	6.0
設計・測量	58	4.6	155,291,352	2.5
電算関係	100	8.0	412,852,331	6.7
イベント企画・開催	16	1.3	127,583,750	2.1
保健医療	61	4.9	907,631,600	14.7
福祉サービス	75	6.0	690,326,988	11.1
廃棄物収集・処分	29	2.3	307,961,261	5.0
受付・相談	28	2.2	323,050,646	5.2
その他	203	16.2	1,197,377,807	19.3
合計	1,255	100.0	6,191,913,611	100.0

委託内容別（件数）



委託内容別（金額）



(4) 委託の目的

目的別の契約状況は、次の表のとおりである。

契約件数は、専門的な知識・技術の活用が987件（78.6％）で最も多く、次いで事務の効率化の107件（8.5％）、利便性の向上の61件（4.9％）の順であった。

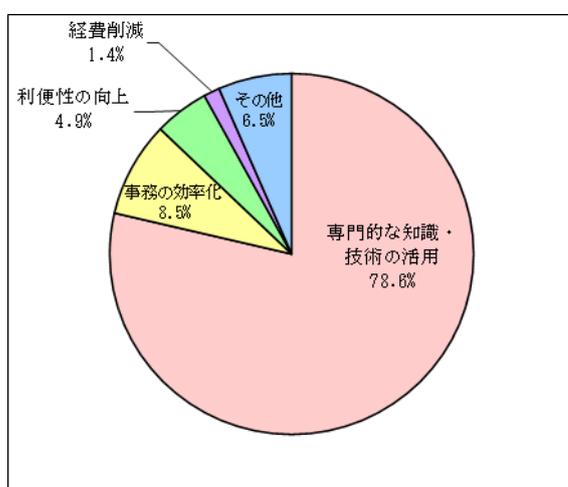
契約金額は、専門的な知識・技術の活用が44億4,153万7千円（71.7％）で最も多く、次いで事務の効率化の7億5,208万6千円（12.1％）、利便性の向上の2億8,878万2千円（4.7％）の順であった。

社会の多様化・複雑化に加え、電算システムの高度化・専門化に伴い、施設管理分野、保健・福祉分野、電算関係分野等において、民間事業者の専門的な知識や技術力の活用を目的として業務委託が行われている状況が見られる。

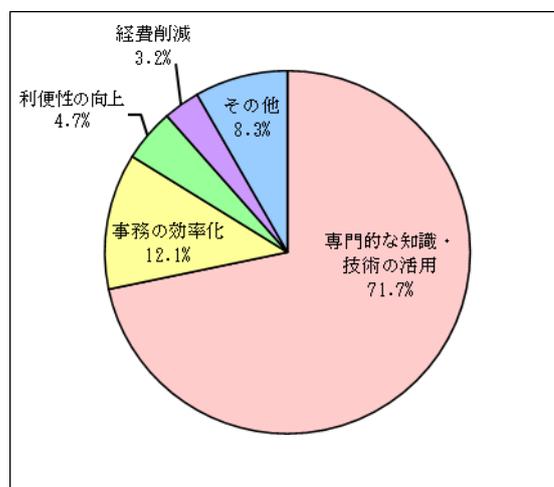
(単位：件、円、%)

委託の目的	件数	件数比率	契約金額	金額比率
事務の効率化	107	8.5	752,086,288	12.1
専門的な知識・技術の活用	987	78.6	4,441,537,101	71.7
経費削減	18	1.4	198,465,365	3.2
利便性の向上	61	4.9	288,781,887	4.7
その他	82	6.5	511,042,970	8.3
合計	1,255	100.0	6,191,913,611	100.0

委託目的別（件数）



委託目的別（金額）



(5) 契約方法別の状況

契約方法については、法第234条第1項において「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」とされ、同条第2項では「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされており、契約は、一般競争入札が原則であり、その他の契約方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に定めのある場合のみに認められた契約方法とされている。

契約方法別の契約状況は、1表のとおりである。

契約件数は、随意契約が1,114件（88.8%）で最も多く、次いで指名競争入札の70件（5.6%）、一般競争入札の41件（3.3%）の順であった。

契約金額は、随意契約が44億1,144万9千円（71.2%）で最も多く、次いで一般競争入札の5億3,063万2千円（8.6%）、随意契約（プロポーザル）の3億6,893万1千円（6.0%）の順であった。

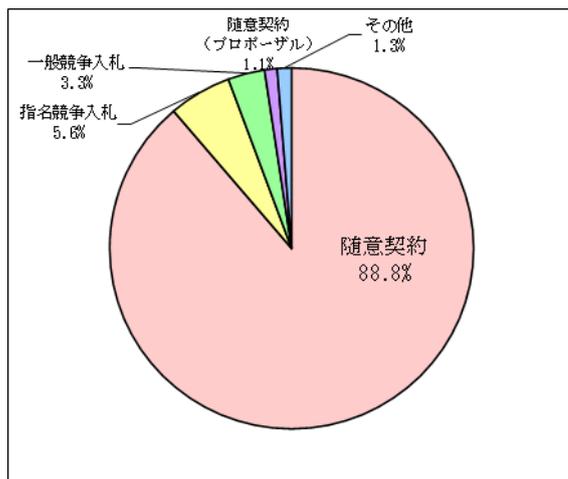
また、契約方法を金額区分ごとに集計した結果は、2表のとおりである。

【1表】

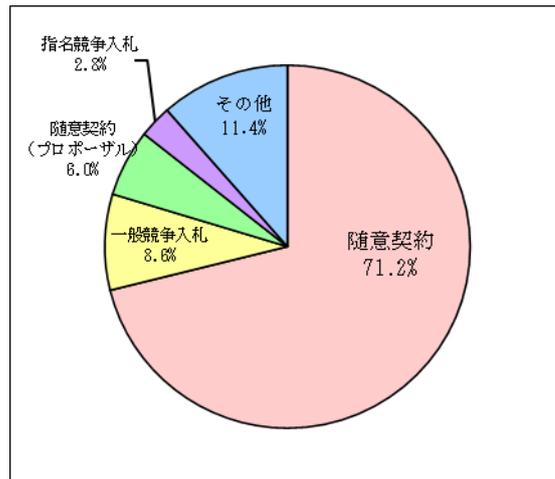
(単位：件、円、%)

契約方法	件数	件数比率	契約金額	金額比率
随意契約	1,114	88.8	4,411,448,606	71.2
随意契約(プロポーザル)	14	1.1	368,931,009	6.0
一般競争入札	41	3.3	530,632,173	8.6
指名競争入札	70	5.6	175,208,602	2.8
その他(指定管理)	16	1.3	705,693,221	11.4
合計	1,255	100.0	6,191,913,611	100.0

契約方法別(件数)



契約方法別(金額)



【2表】

(単位：件、%)

契約方法	契約金額							計
	0円 ～ 100万円	100万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 ～ 2,000万円	2,000万円 ～ 3,000万円	3,000万円 ～		
随意契約	729	246	74	33	13	19	1,114	
随意契約(プロポーザル)	2	3	2	5	0	2	14	
一般競争入札	6	2	15	9	7	2	41	
指名競争入札	21	47	1	0	1	0	70	
その他	0	3	1	6	1	5	16	
合計	758	301	93	53	22	28	1,255	
比率	60.4	24.0	7.4	4.2	1.8	2.2	100.0	

(注) 契約金額欄の上段の金額は以上を、下段の金額は未満を示す。

(6) 予定価格

一般競争入札の予定価格については、掛川市契約規則(平成17年掛川市規則第33号。以下「規則」という。)第7条において「一般競争入札に付する事項に係る仕様書、設計書等によって予定し、当該価格を記載した書面を封印し、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。」と定められており、指名競争入札の予定価格についても規則第19条において準用がされている。また、一般競争入札の予定価格の設定方法は、規則第8条第2項において「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して適正に定めなければなら

ない。」と定められており、指名競争入札と随意契約の予定価格の設定方法は、一般競争入札の規定が準用されている。

予定価格の設定方法別の集計結果は、次の表のとおりである。

全体では、業者見積（1社）が806件（64.2%）で最も多く、次いで業者見積（複数）の135件（10.8%）、予算計上金額の112件（8.9%）の順となり、事業者が作成した見積書に基づいて予定価格を設定している現状が認められた。

また、契約件数の約9割を占める随意契約（プロポーザルを除く。）は、その傾向がより顕著で、業者見積（1社）が798件で71.6%を占めていた。

なお、前年度契約金額によるものは、主に長期継続契約によるものである。

（単位：件、%）

設定方法 契約方法	業者見積		前年度 契約金額	類似業務 契約金額	国県の 積算基準	予算 計上金額	その他	合計
	1社	複数						
随意契約	798	110	36	0	36	103	31	1,114
随意契約（プロポーザル）	3	2	0	1	0	2	6	14
一般競争入札	1	6	0	0	21	0	13	41
指名競争入札	2	17	0	1	20	4	26	70
その他	2	0	1	0	0	3	10	16
計	806	135	37	2	77	112	86	1,255
比率	64.2	10.8						
	75.0		2.9	0.2	6.1	8.9	6.9	100.0

(7) 随意契約の適用号別の状況

随意契約によることができる場合については、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されている。

同項で定める適用号別の集計結果は、次の表のとおりである。

随意契約1,128件（プロポーザルを含む。）のうち、第2号が568件（50.4%）で最も多く、次いで第1号の423件（37.5%）、第6号の79件（7.0%）の順であった。

契約金額は、第2号が42億619万4千円（88.0%）で最も多く、次いで第6号の2億2,657万6千円（4.7%）、第5号の1億2,131万8千円（2.5%）の順であった。

（単位：件、円、%）

随意契約適用条項	件数	件数比率	契約金額	金額比率
第1号	423	37.5	113,075,296	2.4
第2号	568	50.4	4,206,194,232	88.0
第3号	34	3.0	111,345,697	2.3
第4号	0	0	0	0
第5号	23	2.0	121,318,196	2.5
第6号	79	7.0	226,576,194	4.7
第7号	1	0.1	1,870,000	0.0
第8号	0	0	0	0
第9号	0	0	0	0
合計	1,128	100.0	4,780,379,615	100.0

(注) 施行令第167条の2第1項各号の内容は、次のとおりである。

第1号：少額随意契約（50万円以下）

第2号：その性質又は目的が競争入札に適しないもの

第3号：シルバー人材センター等からの役務の提供を受ける契約

第4号：新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ

第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき

第6号：競争入札に付することが不利と認められるとき

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき

第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき

第9号：落札者が契約を締結しないとき

(8) 随意契約における見積徴収数

ア 見積徴収数（金額別）

随意契約における見積書の徴収については、規則第23条において「市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。ただし、同条ただし書では「収入印紙、切手、定期刊行物等の価格の一定したものその他市長が特に認めるものについては、見積書の徴収を省略することができる。」と規定されている。

見積業者数を契約金額別に集計した結果は、次の表のとおりである。

見積業者数は、1者が966件（85.6%）で最も多く、その内訳は、契約金額100万円未満のものが659件で最も多く、次いで100万円以上500万円未満、500万円以上1,000万円未満の順であった。

また、2者以上の事業者から見積書を徴収した契約は、124件で全体の11.0%にとどまり、競争の原理が働いていない状況が認められる。

（単位：件、%）

契約金額	0円 ～ 100万円	100万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 ～ 2,000万円	2,000万円 ～ 3,000万円	3,000万円 ～	計	比率
見積業者数	100万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円			
1者	659	187	63	31	10	16	966	85.6
2者	7	3	1	1	0	3	15	1.3
3者	51	32	6	2	1	0	92	8.2
4者以上	2	8	3	3	0	1	17	1.5
徴収していない	12	19	3	1	2	1	38	3.4
合計	731	249	76	38	13	21	1,128	100.0

(注) 契約金額欄の上段の金額は以上を、下段の金額は未満を示す。

イ 見積徴収数（随意契約適用条項別）

見積業者数を適用条項別に集計した結果は、次の表のとおりである。

見積業者数が1者のみである966件の内訳は、第2号適用が507件で最も多く、次いで第1号適用の387件、第3号適用の28件の順であった。

(単位：件)

適用条項 見積業者数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計
1者	387	507	28	0	19	24	1	0	0	966
2者	3	8	4	0	0	0	0	0	0	15
3者	26	16	1	0	1	48	0	0	0	92
4者以上	2	5	0	0	3	7	0	0	0	17
徴収していない	5	32	1	0	0	0	0	0	0	38
合計	423	568	34	0	23	79	1	0	0	1,128

(9) 継続年数

ア 業務委託の継続年数（委託内容別）

業務委託の継続年数を委託内容別に集計した結果は、次の表のとおりである。

全体では、1年が491件で最も多く、次いで10年以上の458件、5年以上9年以下の212件の順であった。また、委託内容別では、施設管理534件のうち、10年以上が237件で最も多く、次いで1年の169件、5年以上9年以下の101件の順であった。

(単位：件)

委託内容	1年	2～4年	5～9年	10年以上	合計
施設管理	169	27	101	237	534
緑化管理（草木伐採等）	20	2	8	30	60
調査・研究・計画	79	3	3	6	91
設計・測量	55	0	1	2	58
電算関係	49	11	27	13	100
イベント企画・開催	6	3	0	7	16
保健医療	6	7	15	33	61
福祉サービス	1	12	13	49	75
廃棄物収集・処分	8	0	8	13	29
受付・相談	12	5	10	1	28
その他	86	24	26	67	203
合計	491	94	212	458	1,255

イ 同一事業者との契約継続年数（委託内容別）

同一事業者との契約継続年数の集計結果は、次の表のとおりである。

令和4年度末の時点において、2年以上継続して同一事業者と業務委託契約しているものは893件で、そのうち10年以上が532件で最も多く、次いで5年以上9年以下の233件、2年以上4年以下の128件の順であった。

委託内容別に見ると、施設管理（534件）では、10年以上が301件で最も多く、次いで5年以上9年以下の111件、1年の85件の順であった。電算関係（100件）では、1年が43件で最も多く、次いで5年以上9年以下の25件、10年以上の19件の順であった。調査・研究・計画（91件）では、1年が68件で最も多く、次いで10年以上の16件、2年以上4年以下の4件の順であった。

(単位：件)

委託内容	1年	2～4年	5～9年	10年以上	合計
施設管理	85	37	111	301	534
緑化管理（草木伐採等）	11	5	12	32	60
調査・研究・計画	68	4	3	16	91
設計・測量	53	1	1	3	58
電算関係	43	13	25	19	100
イベント企画・開催	4	2	2	8	16
保健医療	4	7	17	33	61
福祉サービス	1	15	14	45	75
廃棄物収集・処分	7	6	3	13	29
受付・相談	12	5	10	1	28
その他	74	33	35	61	203
合計	362	128	233	532	1,255

ウ 随意契約における同一事業者との契約継続年数（委託内容別）

業務委託契約のうち随意契約（プロポーザルを含む。）における同一事業者との契約継続年数の集計結果は、次の表のとおりである。

令和4年度末の時点において、2年以上継続して同一事業者と業務委託契約しているものは846件で、そのうち10年以上が506件で最も多く、次いで5年以上9年以下の225件、2年以上4年以下の115件の順であった。

委託内容別では、施設管理507件のうち、10年以上が296件で最も多く、次いで5年以上9年以下の107件、1年の73件の順であった。

(単位：件)

委託内容	1年	2～4年	5～9年	10年以上	合計
施設管理	73	31	107	296	507
緑化管理（草木伐採等）	9	1	10	19	39
調査・研究・計画	34	3	2	9	48
設計・測量	27	1	1	2	31
電算関係	43	13	25	19	100
イベント企画・開催	4	2	2	8	16
保健医療	4	7	17	33	61
福祉サービス	1	13	14	45	73
廃棄物収集・処分	7	6	3	13	29
受付・相談	12	5	10	1	28
その他	68	33	34	61	196
合計	282	115	225	506	1,128

(10) 委託先

業務の委託先の集計結果は、次の表のとおりである。

委託先は、民間企業が880件（70.1%）で最も多く、次いで公益法人の141件（11.2%）、市民団体が81件（6.5%）の順であった。また、市内・市外の別で見ると、市内事業者が760件で全体の60.6%を占めていた。

(単位：件、%)

委託先 法人等種別	市内事業者		市外事業者		市内外混在		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
民間企業	487	38.8	393	31.3	0	0	880	70.1
公益法人	95	7.6	46	3.7	0	0	141	11.2
社会福祉法人	34	2.7	7	0.6	0	0	41	3.3
市民団体	74	5.9	7	0.6	0	0	81	6.5
自治区等	35	2.8	0	0	0	0	35	2.8
個人	7	0.6	2	0.2	0	0	9	0.7
その他	28	2.2	29	2.3	11	0.9	68	5.4
合 計	760	60.6	484	38.6	11	0.9	1,255	100.0

(11) 支払方法

委託料は、業務完了後に支払うことが原則であるが、その例外として、前金払及び概算払がある。前金払は、施行令第163条に規定されており、金額の確定した債務について相手方の義務履行前に支出することをいう。概算払は、施行令第162条に規定されており、支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいう。なお、委託料については、同条第6号により、普通地方公共団体の規則で定めた場合に限り概算払ができるとされている。本市では、同号を受け、掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）第43条第2号において、委託料を概算払の対象経費として定めている。

委託料の支払方法の集計結果は、次の表のとおりである。

支払方法は、完了後一括払が828件（66.0%）で最も多く、次いで概算払の407件（32.4%）、前金払の20件（1.6%）の順であった。

(単位：件、%)

支 払 区 分	件 数	比 率
完了後一括払	828	66.0
概算払	407	32.4
前金払	20	1.6
合 計	1,255	100.0

(12) 再委託

委託先が委託業務を更に第三者に再委託することを無条件に認めることになれば、発注者の意思に沿わない結果を招くことになり、また、契約の履行について責任の所在が不明確になり、適正な履行の確保が阻害されるおそれがある。したがって、通常、再委託は発注者の承認を要することとされ、契約書には再委託に関する事項を定め、履行の確認時においても留意を要する。また、再委託を承認する際は、委託先から再委託に関する協議書を提出させ、あらかじめ発注者による審査を実施し、適当と認められる場合に限り承認すべきとされている。

再委託の状況の集計結果は、次の表のとおりである。

業務委託契約1,255件のうち、再委託された契約は70件で、全体の5.6%であった。内訳は、施設管理が21件（1.7%）で最も多く、次いで電算関係の17件（1.4%）の順であった。

(単位：件、%)

委 託 内 容	再委託あり		再委託なし		件 数 合 計
	件 数	比 率	件 数	比 率	
施設管理	21	1.7	513	40.9	534
緑化管理（草木伐採等）	1	0.1	59	4.7	60
調査・研究・計画	2	0.2	89	7.1	91
設計・測量	0	0	58	4.6	58
電算関係	17	1.4	83	6.6	100
イベント企画・開催	4	0.3	12	1.0	16
保健医療	3	0.2	58	4.6	61
福祉サービス	1	0.1	74	5.9	75
廃棄物収集・処分	0	0	29	2.3	29
受付・相談	4	0.3	24	1.9	28
その他	17	1.4	186	14.8	203
合 計	70	5.6	1,185	94.4	1,255

(13) 電算関係業務

電算関係業務の契約金額別・契約方法別の集計結果は、次の表のとおりである。

監査対象とした業務委託契約1,255件のうち、委託内容が電算関係となっている契約は100件で、契約方法はすべて随意契約であった。内訳は、契約金額が500万円未満が81件で最も多く、次いで500万円以上1,000万円未満の10件の順であった。

(単位：件)

契約金額	契約方法			合 計
	随意契約	一般競争入札	指名競争入札	
0円以上～500万円未満	81	0	0	81
500万円以上～1,000万円未満	10	0	0	10
1,000万円以上～1,500万円未満	4	0	0	4
1,500万円以上～2,000万円未満	1	0	0	1
2,000万円以上～2,500万円未満	2	0	0	2
2,500万円以上～3,000万円未満	0	0	0	0
3,000万円以上	2	0	0	2
合 計	100	0	0	100

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
1	人事課	人事管理事業 人事給与システム共済組合法改正対応業務委託	9,999,000	随意契約
2	人事課	人事管理事業 人間ドック検査費用の支払いに関する事務業務委託 (単価契約)	5,628,000	随意契約
3	資産経営課	令和4年度～令和6年度 長期継続契約 掛川市役所本庁舎常駐警備業務委託 (長期継続契約1年目)	8,792,784	随意契約
4	資産経営課	令和4年度～令和6年度 長期継続契約 大東支所施設管理事業 常駐警備業務委託 (長期継続契約1年目) (大東支所に執行委任)	10,781,760	随意契約
5	資産経営課	令和3年度～令和5年度 長期継続契約 大須賀支所管理事業 常駐警備業務委託 (長期継続契約2年目) (大須賀支所に執行委任)	10,428,000	随意契約
6	資産経営課	地籍調査事業板沢5工区 D～FⅡ-2工程の一部及びG・H工程業務委託	8,360,000	一般競争入札
7	資産経営課	公共施設マネジメント推進事業 たまりーな再整備基本計画策定支援業務委託	5,687,000	指名競争入札
8	資産税課	固定資産税課税事務事業 標準宅地の不動産鑑定評価業務委託（評価替え用）	28,317,300	随意契約
9	企画政策課	D X推進計画推進事業 外国人市民向けチャットボット導入支援業務委託	14,447,400	随意契約 (プロポーザル)
10	企画政策課	D X推進計画推進事業 掛川市電子申請業務改善支援業務委託	14,795,000	随意契約 (プロポーザル)
11	企画政策課	D X推進計画推進事業 掛川市マイナポイント申込等支援業務委託	22,755,330	随意契約
12	D X推進課	令和2年度～令和5年度 債務負担行為 土地情報システム管理費 掛川市土地情報システムデータ更新等包括委託	83,457,000	随意契約
13	D X推進課	システム保守管理事業 行政手続きオンライン化対応業務委託	35,657,446	随意契約
14	D X推進課	令和4年度～令和5年度 債務負担行為 第一共通基盤更新対応業務委託	13,263,250	随意契約
15	D X推進課	システム保守管理事業 資産管理システムサーバ構築業務委託	6,160,000	随意契約
16	D X推進課	システム保守管理事業 掛川市内部管理システム運用支援業務委託	6,402,000	随意契約
17	D X推進課	システム保守管理事業 基幹業務システムSE保守業務委託	24,882,000	随意契約
18	D X推進課	基幹システム管理事業 封入封緘業務委託	18,543,465	随意契約
19	D X推進課	基幹システム管理事業 SEサポート派遣事業委託	12,419,975	随意契約
20	D X推進課	システム保守管理事業 掛川市クラウドプラットフォーム運用サポート業務委託	24,406,800	随意契約

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
21	D X推進課	ネットワーク管理事業 庁舎OAシステムハードウェア保守業務委託	12,177,099	随意契約
22	市民課	戸籍事務費 戸籍情報システム改修業務委託	5,984,000	随意契約
23	市民課	令和3年度 明許繰越住民記録システム改修 転入・転出ワンストップ化対応に伴う改修業務委託 【明許繰越額 6,930,000】	5,005,000	随意契約
24	生涯学習協働推進課	地籍調査事業ならこの里キャンプ場 基準点測量・E工程2項業務委託 (資産経営課執行委任)	5,170,000	一般競争入札
25	文化・スポーツ振興課	文化芸術活動推進事業 文化振興事業開催委託	27,500,000	随意契約
26	文化・スポーツ振興課	令和3年度 掛川城周辺施設管理事業 掛川城石垣補修測量地質設計業務委託 [R3明許繰越額 11,000,000] (土木防災課に執行委任)	10,329,000	一般競争入札
27	文化・スポーツ振興課	湧水亭運営事業 施設管理業務委託	12,100,000	その他
28	文化・スポーツ振興課	文化ホール管理運営事業 生涯学習センター・美感ホール・シオーネ管理運営業務委託	149,800,000	その他
29	文化・スポーツ振興課	美術館管理運営事業 二の丸美術館・ステンドグラス美術館管理運営業務委託	87,506,000	その他
30	文化・スポーツ振興課	高天神城跡整備事業 高天神城跡AR・VRコンテンツ作成業務委託	13,310,000	随意契約 (プロポーザル)
31	文化・スポーツ振興課	普及啓発事業 市民生涯スポーツ・競技力向上推進事業委託	8,100,000	随意契約
32	文化・スポーツ振興課	スポーツ施設管理事業 掛川市南体育館管理運営業務委託	15,473,000	その他
33	文化・スポーツ振興課	スポーツ施設管理事業 掛川市12スポーツ施設管理運営業務委託	169,059,999	その他
34	環境政策課	新エネルギー等普及促進事業掛川市 公共施設における再エネ設備等設置可能性調査業務委託	9,889,000	随意契約 (プロポーザル)
35	環境政策課	新エネルギー等普及促進事業 掛川市地域エネルギーマネジメント事業可能性調査業務委託	11,649,000	随意契約 (プロポーザル)
36	環境政策課	令和2年度～令和6年度 債務負担行為 プラスチック製容器包装類収集・運搬及び中間処理業務委託 (長期継続契約3年目)	43,120,000	随意契約
37	環境政策課	令和2年度～令和6年度 債務負担行為 掛川区域並びに大東大須賀区域燃えるごみ収集業務委託 (長期継続契約3年目)	106,150,000	随意契約
38	環境政策課	令和2年度～令和6年度 債務負担行為 掛川区域燃えるごみ収集業務委託 (長期継続契約3年目)	25,370,400	随意契約
39	環境政策課	掛川市指定ごみ袋配送及び運搬管理業務委託 (単価契約)	6,245,430	随意契約
40	環境政策課	塵芥処理施設維持管理事業 新たな廃棄物処理施設整備に関する調査業務委託	9,900,000	一般競争入札

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
41	福祉課	民生児童委員活動推進事業 掛川市民生委員児童委員協議会事業業務委託	11,546,880	随意契約
42	福祉課	地域福祉活動推進事業 地域福祉活動推進事業業務委託	36,150,000	随意契約
43	福祉課	総合福祉センター運営事業 掛川市総合福祉センター管理運営業務委託	14,500,000	その他
44	福祉課	障がい者地域生活支援事業 地域活動支援センター事業委託	11,388,000	随意契約
45	福祉課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 臨時特別給付金申請受付・データ入力変更業務委託	12,042,800	随意契約
46	福祉課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 価格高騰緊急支援給付金申請受付・データ入力業務委託	15,308,700	随意契約
47	福祉課	令和3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 価格高騰緊急支援給付金申請受付・データ入力業務委託 [R3明許繰越額 16,260,000]	12,107,700	随意契約
48	福祉課	児童発達相談員派遣事業 児童発達相談員派遣事業等委託	11,570,000	随意契約
49	福祉課	生活困窮者自立支援事業 自立相談支援事業業務委託	13,660,000	随意契約
50	健康医療課	生涯お達者市民推進事業 掛川市アプリを用いた健康づくり事業業務委託	19,811,000	随意契約 (プロポーザル)
51	健康医療課	急患診療所運営事業 小笠掛川急患診療所医療事務等業務委託	10,982,400	随意契約
52	健康医療課	急患診療所運営事業 急患診療業務委託【医科】 (単価契約)	25,249,000	随意契約
53	健康医療課	掛川市新型コロナウイルスワクチン梱包・配送業務委託 (単価契約)	8,748,440	随意契約
54	健康医療課	新型コロナウイルス対策事業コロナワクチン 接種券（オミクロン株）帳票出力・封入封緘業務委託	8,902,157	随意契約
55	健康医療課	新型コロナウイルスワクチン接種事業 集団接種業務委託 (単価契約)	20,810,920	随意契約
56	健康医療課	新型コロナウイルスワクチン接種予診票に係る接種記録の入力 データ検証業務委託 (単価契約)	8,854,949	随意契約
57	長寿推進課	高齢者在宅生活支援事業 配食サービス事業委託 (単価契約)	6,159,040	随意契約
58	長寿推進課	高齢者在宅生活支援事業 配食サービス事業委託 (単価契約)	17,507,500	随意契約
59	長寿推進課	高齢者生きがい活動支援通所事業 高齢者生きがい活動支援通所事業委託	24,977,000	随意契約
60	長寿推進課	生きがい活動支援事業 老人福祉センター管理運営業務委託	20,104,700	その他

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
61	長寿推進課	高齢者生きがいづくり支援事業 高齢者生きがい活動拠点事業委託	18,194,000	随意契約
62	長寿推進課	敬老会事業 敬老会開催委託	27,865,000	随意契約
63	長寿推進課	ききょう荘運営費 ききょう荘運営管理業務委託	105,622,122	その他
64	地域包括ケア推進課	地域健康医療支援センター運営事業 掛川東病院駐車場擁壁測量設計地質調査業務委託	7,293,000	一般競争入札
65	こども政策課	児童館運営事業 掛川児童交流館運営管理業務委託	18,678,000	随意契約
66	こども政策課	つどいの広場事業 パンダひろば運営業務委託	8,398,000	随意契約
67	こども政策課	つどいの広場事業 つくしなかよし広場運営業務委託	5,700,000	随意契約
68	こども政策課	地域子育て支援センター支援事業 掛川市地域子育て支援センター事業委託（あいあい）	8,398,000	随意契約
69	こども政策課	地域子育て支援センター支援事業 掛川市地域子育て支援センター事業委託（さやのもり）	8,398,000	随意契約
70	こども希望課	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 子育て世帯生活支援特別給付金対応システム導入業務委託	9,395,100	随意契約
71	こども希望課	私立幼稚園支援費 幼稚園型一時預かり保育委託料（単価契約）	5,144,150	随意契約
72	産業労働政策課	商工業振興事業 プレミアム付商品券事業業務委託	77,846,173	一般競争入札
73	産業労働政策課	地域経済活性化事業 ふるさと納税特産品にかかる取扱業務委託 （単価契約）	356,349,061	随意契約
74	産業労働政策課	中心市街地活性化推進事業 中心市街地活性化推進事業業務委託	10,000,000	随意契約
75	観光交流課	観光案内・宣伝事業 観光案内所運営業務委託	14,496,000	随意契約
76	農林課	令和3年度 （市施行）農業用溜池整備事業 掛川8期地区調査委託その3 [R3明許繰越額 17,622,000]	17,622,000	一般競争入札
77	農林課	令和3年度 （市施行）農業用溜池整備事業 掛川9期地区調査委託その2 [R3明許繰越額 28,954,000]	28,248,000	一般競争入札
78	農林課	有害鳥獣捕獲事業 有害鳥獣捕獲業務委託	14,908,000	随意契約
79	農林課	有害鳥獣死骸処理業務委託	28,595,600	随意契約
80	農林課	林業施設災害復旧事業 林道萩間黒俣線他2路線測量設計業務委託	12,188,000	随意契約

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
81	お茶振興課	掛川茶リブランディングプロジェクト業務委託	16,314,000	随意契約
82	都市政策課	都市づくり推進事業 新エコポリス用途地域指定支援業務委託	5,830,000	一般競争入札
83	都市政策課	都市づくり推進事業 南西郷地区土地利活用可能性調査業務委託	8,998,000	随意契約 (プロポーザル)
84	都市政策課	市営住宅管理運営事業 再開発住宅・住環境整備モデル住宅指定管理業務委託	13,912,800	その他
85	都市政策課	市営住宅管理運営事業 市営住宅管理代行業務委託	79,989,200	随意契約
86	都市政策課	「わが家の専門家診断」 相談士派遣業務委託 (単価契約)	5,331,340	随意契約
87	都市政策課	空き家対策事業 空き家等適正管理マネジメント促進事業委託	6,325,000	随意契約
88	土木防災課	令和3年度 市単河川整備事業 総合治水計画策定に伴う現況排水施設評価業務委託 「R3明許繰越額 16,880,000」	16,808,000	一般競争入札
89	土木防災課	都市構造再編集集中支援事業 市道奥姫橋通り線ほか誘導ブロック設置詳細測量設計業務委託	5,984,000	一般競争入札
90	土木防災課	(公共) 土木施設災害復旧事業 市道高山西之谷線測量設計業務委託	5,390,000	随意契約
91	土木防災課	(公共) 土木施設災害復旧事業 (準) 西之谷川測量設計業務委託	5,280,000	随意契約
92	基盤整備課	県費補助急傾斜地崩壊対策事業 上西郷石ヶ谷急傾斜地崩壊危険区域指定図書作成業務委託	5,522,000	一般競争入札
93	基盤整備課	高速道路関連事業 (仮称) 掛川西スマートIC予備設計業務委託	10,978,000	一般競争入札
94	維持管理課	道路河川管理事業 河川等水位・道路冠水観測システム構築業務委託	24,970,000	一般競争入札
95	維持管理課	道路橋梁維持事業 道路施設長寿命化修繕計画策定業務委託	20,614,000	一般競争入札
96	維持管理課	道路橋梁維持事業 宮前橋外橋梁点検業務委託	26,191,000	一般競争入札
97	維持管理課	公園管理事業 緑化管理業務委託掛川その1	14,768,600	一般競争入札
98	維持管理課	街路樹管理事業 緑化管理業務委託掛川その1	18,233,600	一般競争入札
99	維持管理課	森林果樹公園管理事業 森林果樹公園指定管理業務委託	14,025,000	その他
100	下水道課	令和4年度～令和13年度 債務負担行為 生物循環パビリオン運営事業 包括的施設運転管理業務委託	289,300,000	随意契約

【資料 1】

業務委託契約一覧表（抽出調査対象120件）

No.	課 名	契 約 名	決 算 額	契 約 方 法
101	下水道課	汚水処理施設管理事業 葛ヶ丘団地汚水処理施設維持管理包括業務委託	12,892,710	随意契約
102	下水道課	生物循環パビリオン運営事業 し尿汚泥収集運搬業務委託	5,101,250	随意契約
103	下水道課	生物循環パビリオン運営事業 し尿汚泥処分業務委託	6,256,624	随意契約
104	教育政策課	放課後児童健全育成事業 西郷小学校区児童クラブA・B・C管理運営業務委託	17,225,000	随意契約
105	教育政策課	放課後児童健全育成事業 第一小学校区児童クラブ（D）（E）管理運営業務委託	14,798,600	随意契約
106	教育政策課	放課後児童健全育成事業 桜木小学校区児童クラブ（A）（B）（C）運営業務委託	25,576,000	随意契約
107	教育政策課	放課後児童健全育成事業 学童保育所運営管理業務委託	102,922,510	随意契約
108	こども給食課	学校給食運営事業 掛川市学校給食廃棄物収集運搬処分業務委託	5,445,000	随意契約
109	こども給食課	学校給食運営事業 大東及び大須賀学校給食センター調理等業務委託	80,995,200	随意契約
110	こども給食課	学校給食運営事業 大東学校給食センター配送・運行管理業務委託	8,674,380	随意契約
111	こども給食課	令和3年度～令和6年度 債務負担行為 学校給食運営事業 さかがわ学校給食センター及び給食文化苑こうようの丘	204,318,400	随意契約 (プロポーザル)
112	こども給食課	学校給食運営事業 掛川市立さかがわ学校給食センター施設管理業務委託	15,950,000	随意契約
113	こども給食課	令和3年度～令和8年度 債務負担行為 学校給食運営事業 さかがわ学校給食センター給食配送業務委託	26,598,000	指名競争入札
114	学校教育課	スクールバス運行事業 日坂線・本谷線車両運行・整備管理業務委託	6,388,800	随意契約
115	学校教育課	学校教育ICT化推進事業 GIGAスクール運営支援業務委託	12,496,000	随意契約
116	学校教育課	学校教育ICT化推進事業 掛川市小中学校パソコンシステム保守業務委託	5,379,000	随意契約
117	学校教育課	令和3年度～令和8年度 学校教育ICT化推進事業 校務支援システム及びグループウェアシステム保守契約	5,118,936	随意契約
118	図書館	施設管理事業 中央図書館清掃・設備管理業務委託	10,771,200	随意契約
119	図書館	図書館運営事業 大東図書館 清掃・設備管理業務委託	4,131,600	随意契約
120	消防本部	令和3年度～令和5年度 中央消防署庁舎清掃・設備運転管理業務委託 (長期継続契約2年目)	5,107,740	随意契約

【資料 2】

地方自治法（抜粋）

昭和22年法律第67号

第6節 契約

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

【資料 3】

地方自治法施行令（抜粋）

昭和22年政令第16号

第4節 支出

（概算払）

第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- (5) 訴訟に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

（前金払）

第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 補助金、負担金、交付金及び委託費
- (3) 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- (4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (5) 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- (6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- (7) 運賃
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

第6節 契約

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところ

により普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（せり売り）

第167条の3（略）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4（略）

第167条の5（略）

第167条の5の2（略）

(一般競争入札の公告)

第167条の6 (略)

(一般競争入札の入札保証金)

第167条の7 (略)

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第167条の8 (略)

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第167条の9 (略)

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第167条の10 (略)

第167条の10の2 (略)

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 (略)

(指名競争入札の参加者の指名等)

第167条の12 (略)

(指名競争入札の入札保証金等)

第167条の13 (略)

(せり売りの手続)

第167条の14 (略)

(監督又は検査の方法)

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第167条の16 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

第10節 雑則

(普通地方公共団体の規則への委任)

第173条の3 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。

【資料 4】

掛川市契約規則（抜粋）

平成17年掛川市規則第33号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の2の規定に基づき、掛川市が行う売買、貸借、請負その他の契約について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（契約の制限）

第2条 （略）

第2章 一般競争入札

（入札参加者の資格の公示）

第3条 （略）

（入札の公告）

第4条 （略）

（公告事項）

第5条 （略）

（入札心得書）

第6条 （略）

（予定価格）

第7条 一般競争入札に付する事項の価格は、当該事項に係る仕様書、設計書等によって予定し、当該価格を記載した書面を封印し、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第8条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格の決定）

第9条 （略）

（入札書の提出）

第10条 （略）

(電子入札)

第10条の2 (略)

(入札保証金)

第11条 (略)

(入札保証金に代わる担保)

第12条 (略)

(入札保証金の還付)

第13条 (略)

(入札の無効)

第14条 (略)

(落札者への通知)

第15条 (略)

(入札の執行延期及び中止)

第16条 (略)

第3章 指名競争入札

(参加資格)

第17条 (略)

(指名競争入札者の指名)

第18条 (略)

(指名競争入札の手續)

第19条 第3条第2項及び第3項並びに第6条から第16条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、第3条第2項、第7条、第8条第1項並びに第11条第2項第1号及び第2号中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、第9条第1項中「令第167条の10第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の10第2項」と、第11条第1項中「令第167条の7第1項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の7第1項」と、第11条第2項第2号中「令第167条の5第1項」とあるのは「令第167条の11第2項」と、第12条第1項中「令第167条の7第2項」とあるのは「令第167条の13において準用する令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

第4章 せり売り

(せり売りの手續)

第20条 (略)

第5章 随意契約

(随意契約における契約限度額)

第21条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額以下のものとする。

(随意契約の内容等の公表)

第21条の2 令第167条の2第1項第3号又は第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(随意契約の予定価格)

第22条 市長は、随意契約によろうとするときは、第8条の規定に準じてあらかじめ予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第23条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、収入印紙、切手、定期刊行物等の価格の一定したものその他市長が特に認めるものについては、見積書の徴収を省略することができる。

第6章 契約の締結及び履行

(入札に付した契約の締結)

第24条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 前項の場合において、入札保証金は、市に帰属する。ただし、第11条第2項の規定により入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、随意契約の場合について準用する。

(部分払の契約)

第25条 市長は、契約に係る給付の完了の前に代価の一部を支払う契約を締結することができる。

- 2 前項に規定する部分払の金額は、請負契約にあつては既済部分の代価の10分の9（その性質上、既済部分が明確に区分できる請負契約にあつては、既済部分の代価）、物件の購入契約にあつては既納部分の代価を超えてはならない。

(契約書の作成)

第26条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 履行の場所
 - (5) 契約保証金又は契約保証金に代わる担保の内容
 - (6) 契約不履行の場合における契約保証金の処分
 - (7) 危険負担
 - (8) 当該契約により第三者に損害を与えた場合の救済の責任負担
 - (9) 契約不適合責任
 - (10) 監督及び検査
 - (11) 契約の目的となる給付の完了の確認及び引渡しの方法及び時期並びに所有権移転の時期
 - (12) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (13) 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、延滞違約金その他の損害賠償金
 - (14) 契約に関する紛争の解決方法
 - (15) 契約を解除した場合における既済部分又は既納部分の代金支払方法
 - (16) その他必要な事項
- 2 契約が議決条例第2条に規定する契約である場合は、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を併せて記載した仮契約書を作成するものとする。
- 3 前項の場合において、当該仮契約書に議会の議決があったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第27条 次に掲げる場合においては、前条第1項に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事に係るものについて契約金額が1件300万円未満のとき。
 - (2) 物品の購入に係るものについて契約金額が1件30万円未満のとき。
 - (3) せり売り又は物件売払いに係るものについて、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合は、前条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書又はこれに準ずる書類を徴するものとする。ただし、1件100万円未満の修繕工事については、この限りでない。

(契約保証金)

第28条 (略)

(契約保証金に代わる担保)

第29条 (略)

(契約保証金の還付)

第30条 (略)

(契約の変更)

第31条 契約者は、市長から契約の変更について協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

2 市長は、前項の協議に基づいて契約が変更され、契約金額にその10分の3以上の増減を生じた場合において、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額に満たないときはその満たない額を契約者に納付させ、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額を超えるときはその超える額を契約者の請求により還付しなければならない。

第32条 契約者は、天災その他その責めに帰さない理由により、当該契約に係る債務を履行することができなくなったときは、その理由を記載した書面により、契約の変更を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、当該契約を変更することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により契約の変更をした場合について準用する。

(違約金)

第33条 契約者に履行の遅滞が生じたときは、前条の規定により履行期限の延長に係る契約変更をしたときを除き、遅滞日数1日につき市長が別に定める利率により算出した遅延利息又は遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の延滞違約金を徴収するものとする。この場合において、分割して履行しても支障のないものについては、その延滞部分についてのみ徴収することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付があるときは、相当額を遅延利息又は延滞違約金に充当し、なお不足するときは、不足額を納付させるものとする。

3 遅延利息又は延滞違約金が100円未満であるときは、これを徴収しないことができる。

4 前項に規定する場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときは、遅延利息又は延滞違約金の全部又は一部を免除することができる。

第34条 前条の遅延利息又は延滞違約金の算定の基礎となる遅滞日数については、市が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検

査をした日までの日数は、これに算入しない。ただし、契約者に故意又は過失のある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、工事、製造その他の請負又は物件の買入れについての検査に不合格となった場合における手直し、補強又は引換えのためにする第1回目の指定日数について準用する。

(引渡し)

第35条 (略)

(値引き検収)

第36条 (略)

(危険負担)

第37条 (略)

(契約不適合)

第38条 (略)

(債権の譲渡)

第39条 契約者は、契約に係る債権を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第7章 契約の解除

(契約の解除)

第40条 契約者は、市長から契約の解除について協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

2 契約者は、天災その他その責めに帰さない理由により、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、契約の解除を申し出なければならない。

3 第32条第2項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、第32条第2項中「契約を変更」とあるのは、「契約を解除」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定による協議に基づいて契約が解除された場合又は前項において準用する第32条第2項の規定により契約を解除した場合には、契約者が既に履行した部分等を考慮して、契約者に対し、相当の代価を支払うものとする。

第41条 契約者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 契約後、当該契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 前2号のほか、法令等又は契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、法第234条の2第2項の規定により、市に帰属した契約保証金の額が契約の解除によって生じた損害金額に満たないときは、契約者にその満たない額を納付させなければならない。

- 3 第1項の規定により契約を解除された者が契約保証金の納付を免除された者であるときは、その免除された契約保証金の額に相当する額を損害賠償金として納付させなければならない。この場合において、契約保証金の額が損害金額に満たないときは、その満たない額を併せて納付させなければならない。
- 4 第1項の規定により契約を解除した場合においては、契約者に対し、期限を指定して原状に回復する等必要な措置を執らせることができる。この場合において、契約者が既に履行した部分のうち採用することが適当であると認められる部分があるときは、当該部分の取得等について、新たな契約を締結することができる。

【資料 5】

掛川市会計規則（抜粋）

平成17年掛川市規則第32号

（概算払の範囲）

第43条 令第162条第1号から第5号までに規定する経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく措置費その他これらに類する経費
- (2) 委託料
- (3) 災害等に係る補償金及び賠償金